

公益財団法人兵庫県生きがい創造協会高齢者園芸センター の設置及び管理に関する規程

(設置)

第1条 高齢者が土と親しみ作物を栽培することを通じて、自然とともに生きる喜びを実感しながら健康を増進するとともに、家族とのふれあいや世代の異なる人々との多様な交流を行う場を提供するため、高齢者園芸センター(以下「園芸センター」という。)を置く。

(位置)

第2条 園芸センターの位置は、加古川市野口町水足とする。

(業務)

第3条 園芸センターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 指導者付貸農園ファミリーファーム(以下「貸農園」という。)の運営
- (2) 園芸講座の開催
- (3) 環境等に配慮した手法による果樹、野菜、花卉等の栽培
- (4) 果実オーナー事業の実施
- (5) 土と親しむことを接点とした世代を超えた交流行事の実施
- (6) 前各号に掲げるもののほか、園芸センターの目的を達成するために必要な業務

(貸農園の利用)

第4条 貸農園は、土地の貸借を伴わない農園利用方式で運営するものとする。

- 2 貸農園を利用しようとする者は、年度ごとに理事長の承認を受け、利用料を納めなければならない。
- 3 前項の利用料の額は、理事長が別に定める。
- 4 既に納めた利用料は返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(貸農園利用者の義務)

第5条 貸農園利用者は、承認を受けた利用区画のほ場を、野菜等の栽培以外の用途に利用してはならない。

- 2 貸農園利用者は、承認を受けた利用区画のほ場以外の農場に立ち入ってはならない。

(貸農園の利用承認の取消し)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸農園の利用承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用承認を受けたとき。

- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 承認を受けた利用区画のほ場を第三者に転貸したとき。
- (4) 貸農園利用者の責めにより、承認を受けた利用区画のほ場を2箇月以上放置し、他の貸農園利用者の利用に支障を与えたとき。
- (5) 承認を受けた利用区画のほ場を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 貸農園の管理者の指示に従わないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、貸農園の管理上支障があるとき。

(貸農園の原状回復の義務)

第7条 貸農園利用者は、その責めに帰すべき理由により、承認を受けた利用区画のほ場を損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

- 2 貸農園利用者は、利用を中止し、ほ場を返還するときは、利用前の原状に復さなければならない。

(受講料等の負担)

第8条 園芸講座の受講者は、理事長が別に定める額の受講料を納めなければならない。

- 2 果実オーナーは、理事長が別に定める額のオーナー会費（果樹の利用料）を納めなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、園芸センターの管理に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
(高齢者園芸センターファミリーファームの利用細則の廃止)
- 2 高齢者園芸センターファミリーファーム利用細則は、廃止する。